(四)　研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等
(五)　新産業の創出及び海外展開の促進
(六)　教育の振興等
(七)　人材の確保等

3　健康・医療戦略
政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとした。（第一七条第一項関係）

4　医療分野の研究開発の推進
(一)　医療分野研究開発推進計画
健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発推進計画を作成するものとした。（第一八条第一項関係）
(二)　独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割
医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとした。（第一九条関係）

5　健康・医療戦略推進本部
健康・医療戦略の推進を図るため、内閣に、健康・医療戦略推進本部を置くこととした。（第二〇条関係）

6　施行期日等
(一)　政府は、この法律の施行後三年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第一項関係）
(二)　政府は、(一)に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）
(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人日本医療研究開発機構法（法律第四九号）（内閣官房）

1　独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及び成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関（以下単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とすることとした。（第三条関係）

2　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くことができることとした。（第七条関係）

3　主務大臣は、独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号。以下「通則法」という。）第二〇条第一項の規定により理事長を任命しようとするとき及び同条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとした。（第八条関係）

4　機構は、1の目的を達成するため、次の業務を行うこととした。（第一六条関係）
(一)　医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
(二)　(一)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
(三)　医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
(四)　(一)から(三)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5　中期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与
(一)　主務大臣は、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとした。（第二〇条第一項関係）
(二)　主務大臣は、通則法第三五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとした。（第二〇条第二項関係）

6　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇難病の患者に対する医療等に関する法律（法律第五〇号）（厚生労働省）

1　総則
(一)　この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）
(二)　難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、難病の特性に応じて、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならないものとすることとした。（第二条関係）
(三)　国及び地方公共団体の責務は、次のとおりとした。（第三条関係）
(1)　国及び地方公共団体は、難病に関する情報の収集等を通じた難病に関する正しい知識の普及を図るよう、相互に連携を図りつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとすること。
(2)　国及び都道府県は、難病の患者に対する医療に係る人材の養成等を図るとともに、難病の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、相互に連携を図りつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとすること。
(3)　国は、難病に関する調査及び研究等の推進を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならないものとすること。

2　基本方針
厚生労働大臣は、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこととした。（第四条関係）

3　医療
(一)　特定医療費の支給
(1)　特定医療費の支給
イ　都道府県は、支給認定（(2)ロの支給認定をいう。以下同じ。）を受けた指定難病（難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。以下同じ。）の患者が、特定医療（支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）が行う医療であって、厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、指定難病に係るもの（以下「指定特定医療」という。）を受けたときは、特定医療費を支給するものとすることとした。（第五条第一項関係）
ロ　特定医療費の額は、一月につき、同一の月に受けた指定特定医療（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から、患者又はその保護者の家計の負担能力等の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の一〇〇分の二〇（政令で定める場合にあっては、一〇〇分の一〇）に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額等の合計額とすることとした。（第五条第二項関係）